

相談
受付中!

まさかあんないい人が
自分をダマすなんて・・・

アダルトサイトの
トラブルなんて恥ずかしくて
言えないかも

こんなことで親に
心配かけたくないかも

ダマされた
後じゃ遅いかも

BOKU
KAMOKAMO
©YUKI ISHII

回覧

ひとりで抱え込まずに、
すぐ相談!



・マルチ商法
・マルチまがい商法



・架空請求
・不当請求



・アポイントメント
セールス

悪質商法に注意!

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン ☎188



東京都消費生活総合センター

☎03-3235-1155

くらしに役立つ情報発信中!

東京くらしWEB

検索



@tocho_shouhi



http://www.facebook.com/tocho.shouhi

契約解除

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

クーリング・オフの手続きの手順

① 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。

② ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

③ ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

④ 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り料金は事業者負担です。



ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社 ××××□□営業所
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- ・訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等).....8日間
- ・電話勧誘販売.....8日間
- ・連鎖販売取引(マルチ商法).....20日間
- ・特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等).....8日間
- ・業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法).....20日間
- ・訪問購入(いわゆる訪問買取).....8日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。 ◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

●東京都消費生活総合センター (〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 16 階) ※日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活相談
多重債務 ☎03-3235-1155
受付時間:月~土曜日・午前9時~午後5時

架空請求
専用 ☎03-3235-2400
受付時間:月~土曜日・午前9時~午後5時



昭島市消費生活センター

〒196-8511
昭島市田中町 1-17-1 昭島市役所 2 階 生活コミュニティ課内

☎ 042-544-9399

相談時間:月~金曜 午前9時~正午・午後1時~午後4時
(土日・祝日・年末年始はお休みです。)